

感染症についておねがい

感染症にかかり、完治した時に、「登園届」または、「意見書」の提出が必要になります。

加古川市幼児保育課の指導により、市内保育所において様式が統一されました。
☆以前使用していた登園許可書をお持ちの方は破棄していただき、
新しい様式をコピーして使用してください。

★「登園届」「意見書」は大切に保管してください。

1 様式

(1)医師が記入した意見書 別紙のとおり

【手続き】様式下欄に記載のある「医師の意見書が必要な感染症」の場合、
医師の診断を受け、登園可能である旨を医師が記入した意見書を
保護者が保育園に提出する。

(2)医師の診断を受け保護者が記入する登園届 別紙のとおり

【手続き】様式下欄に記載のある「医師の診断を受け、保護者が登園届を
提出する感染症」の場合、登園のめやすを参考に、医師の診断に
従い、保護者が記入した登園届を保育園に提出する。

*再発行の場合は、一枚 50 円になります